

平成28年4月から「障害者差別解消法」が始まります

◆「障害者差別解消法」とは

「障がいを理由とした差別」をなくす法律です。国・県・市などの行政機関や、会社・お店などの民間事業者における障がいを理由とした差別をなくし、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。一人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

◆障がいを理由とした差別とは？

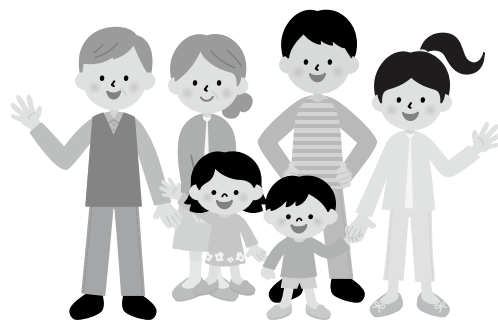
①不当な差別的取扱い・・・障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することは禁止されます。ただし、ほかに方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

<不当な差別的取扱いの例>

- ・障がいを理由にスポーツクラブに入れない、アパートを貸してくれない。
- ・車いすを理由にお店に入れない。

②合理的配慮・・・それぞれの障がいに合った必要な工夫ややり方を負担になりすぎない範囲で行うことです。

- ・車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをする。
- ・障がいの特性に応じた手段（筆談・読みあげなど）で対応する。
- ・難しい漢字にふりがなをつける。



問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎52-9871

「タカハマ!まるごと宝箱」開催スケジュール

■ふたたび、花見しよう！

桜の見所ポイントをまとめたパンフレットをもとに、市内を回ります。

とき 4月2日(土)午前9時～正午
集合場所 市役所玄関前



高浜にまつわる
さまざまな「こと」「もの」
などを探しています！

文書や資料、写真、皆さんの記憶に残っている高浜の魅力、
どんな情報でも結構です。気軽にお寄せください。

(聞き取りに伺う場合があります。)

問合せ先 団文化スポーツグループ ☎52-1111 (内線300)

おしらせ
情報ファイル
催し・募集